

入国管理局正字検索システムの運用開始について

平成25年7月1日
法務省入国管理局

在留カード及び特別永住者証明書（以下、「在留カード等」とします。）に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字の範囲の文字と定めており、昨年7月9日から始まった新しい在留管理制度における市区町村との連携を考慮し、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいいます。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載することとしています。

入国管理局では、平成25年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムを「入国管理局正字検索システム」として入国管理局ホームページ上に公開しましたので、お知らせします。

（注） 正字の範囲は、次の範囲となります。

- 1 日本工業規格（JIS）に定める次の漢字
 - ① JIS 第1水準～第4水準（JIS X 0208 及びJIS X 0213）
 - ② JIS 補助漢字（上記①を除くJIS X 0212 で定める漢字）
- 2 法務省告示別表第一に定める漢字（176 字）

入国管理局正字検索システム：<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>